

中国の刑事司法における刑事和解制度

鄭 奉 日

一 はじめに

二〇一二年三月に北京で開かれた第一期全国人民代表大会第五回會議で、刑事訴訟法改正案⁽¹⁾が成立し、二〇一三年一月一日から正式に施行された。今回の改正は、一九七九年に初めて刑事訴訟法が制定されて以来、第二回目の改正となる。一九九六年に行われた第一回目の改正では、檢察の起訴をもつて被訴追者を被疑者と被告人に初めて区別することとし、無罪推定理念を導入し、起訴の際起訴状と証拠を一括して裁判所に送致することを禁止し、被疑者・被告人の弁護権を強化する等、従来の職権主義訴訟構造に初めて当事者論争の理念を取り入れた。その後、法運用の中で、社会発展に伴う新たな問題が生じてきたため、これに応じて、証拠制度、強制措置、弁護制度、捜査・裁判・執行手続きの充実化および特別手続きの設置等の第二回目の法改正にいたったのである。本稿では、その中の特別手続き⁽³⁾の一種である刑事和解制度について検討を行うことにする。

二 刑事和解制度成立までの経緯

刑事和解制度とは、被疑者或いは被告人が自分の犯した罪を認めると同時に、被害者に対して積極的に損害賠償と謝罪を行い、被害者から宥恕を得て、協議の上、その刑事責任を免除または軽減してもらおうことのできる制度である。この制度は、従来の中国の、有罪であれば必ず罰する^①という刑事司法の理念（必罰主義）と異なっており、刑事手続きにおける被害者の役割の強化及び被害者の立場と被疑者・被告人の行為が社会全体等に与える影響及び刑事事件の迅速な処理等の諸要素を十分に考慮した斬新なものである。刑事司法におけるその意義は次のように纏めることができる。第一に、被害者は加害者から損害賠償を受けたり、直接に反省の声を聞くこともできるので、物質的面だけではなく、精神的・感情的面でも満たされることができ、被害者の利益を全面的に保証することができる。第二に、被害者と加害者がコミュニケーションを通じて、合意に達することで、刑事訴訟の早い段階で、刑事手続きを打ち切ったり、軽い刑罰で済ませることも可能なので、加害者と被害者の間の関係回復にもつながる。第三に、刑事事件の早期解決で、事件処理の効率を向上させ、司法コストの削減にもつながる。第四に、中国の刑事法運用において、求められている「寛厳相濟」^②（寛と嚴のバランスをとる）という刑事政策にも適った制度である。

1 刑事和解制度の歴史的沿革

刑事和解制度は修復的司法に由来するものだと、よくいわれている。確かに、両制度の理念からすると、刑事和解制度は修復的司法に倣ったものともいえるであろう。しかし、我が国の歴史や社会状況及び国民感情からすると、必ずしもそうとはいえない。その理由は次のとおりである。

第一に、今日の刑事和解制度とは完全に同じものとは言い切れないが、刑事和解制度の前身ともいえる制度がすでに中国法制史

の中に存在していたことは看過できない。いわゆる、保辜⁽⁵⁾制度である。保辜制度とは、犯罪行為を犯したものに直ちに刑罰を科するのではなく、一定の期間を設けて、加害者を被害者の怪我等の治療に努めさせる。そして怪我や傷の回復状況を確認してから、処罰を決めるものである。別の視点からすると、加害者に犯した過ちを償うチャンスを与えることになる。そこで、もし加害者の積極的な償い行為等によって、怪我や傷を治すことができれば、刑の免除や刑の減軽が可能になる。

第二に、歴史的に見ると、そもそも中国の人々にとって、訴訟に対するイメージは悪く、国民の感情から訴訟を嫌う傾向にあり、法廷で争うより、むしろ裁判外の民間の調停で紛争を解決することが多かった。たとえば、隣人同士や知り合いの間で起きた軽微な傷害事件等であれば、訴訟を通じて事件を解決するより、調停で、平和的に解決されることが多かったのである。そしてこういう考え方は、現在の中国でも通用している。

2 刑事和解制度の根拠

第一に、二〇〇六年一〇月に開かれた中国共産党中央委員会全体会議で決められた国作りの重要な方針の一つである——「和諧社会の建設」⁽⁶⁾（調和のとれた社会作り）は、政策の面で、刑事和解制度の確立にもっとも重要な根拠を与えた。

第二に、従来の刑事司法制度においては、一旦公訴事件になると、犯罪は単なる被害者の法益を侵害する行為ではなく、社会と社会公共利益を侵害する行為でもあるので、犯罪を追及するか否かは、被害者と加害者の選択に委ねることはできないと考えられていた。つまり公訴事件は和解することができない。ところが、「和諧社会の建設」の方針に沿うと、刑事訴訟はただの犯罪追及ではなく、犯人の矯正、更生、並びに破壊された社会関係や損害を受けた諸利益の修復でもある。公訴事件における和解制度はこのような考え方と合致するのである。

第三に、当時、リストラティブ・ジャスティス（修復的司法）の理念が世界中に広がりつつあったことが、中国の刑事和解制度確立を後押しすることとなったといえよう。修復的司法の根底にある——従来の刑事法運用と異なって、犯罪を被害者や地域社会

の人々の法益や人間関係に対する侵害と捉え、犯罪によって侵害された被害者の利益や地域社会の人間関係をできる限り犯罪以前の元の状態に修復しようとする考え方は、ある意味で加害者と被害者の和解を通じて、一定の犯罪行為に対して、刑罰を免除または減輕することで、壊れた社会諸関係を修復しようとする刑事和解の趣旨と一致しているといえるだろう。

第四に、二〇〇二年に国連経済社会理事会にて採択された「刑事事件における修復的司法プログラムの使用に関する基本原則」、二〇〇五年の第一回国連犯罪防止・刑事司法委員会の総括である「バンコク宣言」において修復的司法への言及がなされ、その推進が国際的潮流となった。⁽⁹⁾ もちろんここでいう修復的司法と中国の刑事司法における刑事和解を同視することはできないが、その理念、つまり加害者と被害者が話し合うことで、本来ならば刑事手続きで、あるいはより重い刑罰で処理すべき事件を、刑事手続きを経ず、或いは軽い刑罰で事件を解決しようとする点では、かなり一致しているといわざるを得ない。

第五に、刑事和解制度は、刑事司法において提唱された「寛厳相済」(寛嚴のバランスの取れた刑事政策)の趣旨に合致する。刑事和解の中核である加害者の謝罪、被害者の宥恕などを加害者の量刑に反映させることは、まさに犯罪行為の社会に与える侵害性、加害者の主観悪性、⁽¹⁰⁾ 犯罪の原因及び事件の社会的影響などを総合的に考慮して、「厳しく」或いは「寛大に」処罰するという「寛嚴のバランスの取れた刑事政策」の趣旨に合致する。

3 刑事和解制度の試み

二〇〇二年に、北京市朝陽区検察院は「軽傷害事件処理手続き実施規則(試行)」を制定し、全国で初めて刑事和解制度を開始した。これをきっかけに、翌年、北京市政法委は「軽傷害事件処理に関する検討会紀要」を公布し、警察機関・検察機関・裁判機関による軽傷害事件処理に関する規範を定め、民間トラブルに起因する軽傷害事件に刑事和解制度を適用することを可能にした。その後、相次いで上海、湖南省、浙江省、安徽省等全国範囲で刑事和解の試みが迅速に広がり始めた。その時期の刑事和解適用状況をまとめて見ると、軽罪案件、未成年事件、親戚及び知り合いの間で起きた刑事事件、初犯・偶発犯などが大部を占めている。そ

して、和解の手続きからすると、加害者が被害者に経済的に十分な賠償を行い、被害者から宥恕を得るのが大前提であった。

刑事和解は被害者の訴訟への積極的参加、そして被害者の意思反映；加害者の更生及び社会復帰；訴訟の効率アップ及び訴訟資源の節約等の面で、積極的効果があることも証明された。⁽¹¹⁾

刑事和解の制度化に伴って、二〇一四年蘇州で全国初の刑事和解救助会を設置する等、刑事和解制度を円滑に実施するための措置がとられ始めた。⁽¹²⁾

三 刑事和解制度の立法状況及び特徴

前述のような刑事和解の全国各地での試みを踏まえ、二〇一二年三月に北京で開かれた全国人民代表会で、刑事訴訟法の改正が行われ、刑事和解制度を正式に確立したのである。

1 刑事和解の条件

この、刑事和解を達成するには二つの条件が要る。第一に、罪を犯した者の有罪答弁である。つまり被疑者・被告人は刑事和解の前提条件として、自分の犯した罪を本心から認めなければならない。第二に、任意でなければならない。つまり刑事和解手続きの開始は当事者両方の任意による同意が必要である。具体的にいうと、一方で、罪を犯した者は誠をもって反省し、損害賠償と謝罪を行うことで、被害者の宥恕を得る。他方では、被害者は加害者の反省や謝罪をちゃんと受け止め、自ら犯罪者に対する刑事責任追究を見送ること等に同意する。いずれも、任意でなければならない。

しかし、刑事和解はすべての公訴事件に適用されるのではなく、一定の事件に限られている。第一に、民間トラブルに起因する我が国刑法各論第四章（公民の人身権利・民主権利を侵害する犯罪）、第五章（社会管理秩序を妨害する犯罪）に定める三年以下の

有期懲役に処される可能性のある公訴事件⁽¹⁴⁾に適用される。第二に、流職犯罪⁽¹⁵⁾を除いて、七年以下の有期懲役に処される可能性のある過失犯罪事件に適用される。

2 刑事和解の適用される被訴追者の範囲

刑事和解にあたっては、被害者保護のほかにも、犯罪者の更生・社会復帰及び第三者の保護等の問題も考慮しなければならないので、無条件で全ての犯罪者に適用するわけにはいかない。よく適用されるのは以下のものである。

- ① 未成年犯罪者⁽¹⁶⁾；
- ② 初犯、偶発犯、脅従犯⁽¹⁷⁾；
- ③ 被害者との間に親戚関係、隣人関係、同級生関係、同僚関係等特別な社会関係のある犯罪者；
- ④ 過失犯。

その他、常習犯と累犯には刑事和解は適用されない。

3 刑事和解手続きの流れ

第一、被害者または加害者から、刑事和解を提案することができる。但し、相手方の同意が必要である。

さらに、刑事和解の可能性が十分と判断した場合、被害者または加害者から刑事和解の主張がされなくても、警察・検察・裁判官から刑事和解を提案することができる。この場合でも、被害者と加害者による同意が必要である。

第二、被害者と加害者が刑事和解に同意した後、捜査機関、検察、裁判所による審査が必要となる。審査の内容には両当事者の意思決定の際、外部から圧力を掛けられていたか否かと刑事和解の合法性が含まれる。

両当事者の意思決定については、相手方或いはその他の関係者により威迫などを受けて、仕方なく同意した時は、刑事和解は成

立しない。

刑事和解の合法性の審査では、主に刑事和解の対象範囲にあるか否か、刑事和解の主体の適格性、社会公共利益を侵害しているか否か、犯罪者が過去五年に故意犯罪を犯しているか否か等が含まれる。

第三、捜査機関、検察機関、裁判機関の主導で和解協議書を作成しなければならない。捜査段階で和解が成立した場合は、捜査機関により、起訴審査段階で和解が成立した場合は検察により、審判段階で、和解が成立した場合は裁判官により、それぞれの主導で和解協議書を作成しなければならない。

4 刑事和解の法的効果

刑事和解制度の目的に沿い、法は三つの面でその法的効果を定めている。

まず、捜査段階で刑事和解が成立した場合、捜査機関は事件に関する書類、和解調書、和解協議書等を送検するとともに、寛大な処理を求める意向書を提出することが出来る。但し、ここで、一つ注意しなければならないのは、捜査段階で、刑事和解が成立しても、その理由で、刑事手続きを打ち切ることとはできない、ということである。

次に、起訴段階で刑事和解が成立した場合、起訴または不起訴で事件を処理することができる。刑事和解が成立したが、刑事責任を免除することが不可能の場合は、より軽い刑罰を求める形で起訴しなければならない。不起訴の場合、起訴審査段階で刑事手続きを打ち切ることができる。

最後に、裁判段階で、刑事和解が成立した場合、裁判所は、法の枠組の中で、被告人に寛大な処分を下すことができる。

いずれにせよ、刑事和解の法的効果において注意しなければならないのは、被告人と被害者の間で、刑事和解が達成できなかった場合、それを理由に被告人をより重い罪で処罰することはできない、ということである。

刑事和解を正確に把握するためには、それと似た制度と比較して理解したほうが良いと思われる。そこで、修復的司法と司法取引をとりあげてみよう。

① 修復的司法と刑事和解

刑事和解であれ、修復的司法であれ、いずれにしても加害者たる被疑者・被告人と被害者とのコミュニケーションを通じて、本来であれば刑罰権を発動させ解決すべき刑事事件について、刑罰を免除することで、犯罪で崩れた社会諸関係を修復しようとする司法理念の面ではかなり合致しているといえる。しかし、このような司法理念の実現という点では、またそれぞれ特色を有する。

まず、両制度の修復の重点が異なる。刑事和解が修復しようとするのは、主に被害者と加害者の間の関係回復であるのに対し、修復的司法は、被害者と加害者の関係回復だけではなく、加害者の行為によって侵害された社会関係の修復にも同じくその重点が置かれている。それゆえに、修復的司法では、関係者（加害者・被害者・コミュニティ）の話し合いが非常に重視されている。

次に、両制度の生まれた背景が異なる。刑事和解制度は、中国の長い歴史の中で紛争解決でよく使われていた「和解」制度と、近年に提出された「和諧社会」創出のポリシーが整合した結果であるともいえる。しかし、修復的司法は、伝統的な刑事司法制度と刑罰制度に対する反省、および犯罪の性質に対する再考によるもので、典型的な「応報的司法」に対する批判の中で生まれたものである。

② 司法取引との比較⁽¹⁸⁾

まず、司法取引の主体は検察官と被告人で、原則的に被害者は司法取引に関与しない。刑事和解の主体は、被害者と加害者であり、両者とも積極的に関与する。もちろん警察、検察、裁判官も刑事和解手続きに関与するが、単に刑事和解の任意性や合法性を審査する立場に過ぎない。

次に、通常、司法取引は、検察側が手持ちの証拠を基に、求刑を軽減する代わりに被告人に罪を認めさせる場合、あるいは主犯を有罪に持ち込む供述を従犯から得るなどの目的で行われる。結果的にいえば、裁判に要する時間と費用を節約することができるが、被害者への損害賠償や謝罪等とは全く関係ない。ある程度被害者の意思に背くこともあり得る。刑事和解は加害者より、被害者の権利保障を重んじるものである。

最後に、司法取引は訴追側と被訴追側の裁判の不確定性に対する一種の対応措置である。つまり対抗する双方が裁判のリスクを回避するために、選んだ自分にとって最もリスクの低い案件の解決方法である。それに比べると、刑事和解は加害者と被害者の利益最大化のために選ばれた事件解決方法である。

四 刑事和解制度の課題

私訴における和解制度を公訴事件にまで拡大させた二〇一二年の刑事法改正は、まさに中国の法制史、国民感情及び国の刑事政策と国際社会の要請を有効に融合させた結果であるともいえる。いわば中国の刑事司法の重要な進歩でもある。二〇一三年一月一日の法施行以来、刑事和解制度は特別手続きとして、事件解決や社会秩序の安定等で重要な役割を果たしているが、他方ではまたいろいろな課題も現れてきた。

1 「刑罰と金銭の取引」問題

八〇年代から始まった全面改革・開放の政策の下で、中国は、建国以来、政治・経済等の面で前代未聞の発展を遂げた。特に、経済の面における迅速な発展は世界から注目されている。しかしその経済発展は均衡のとれたものではない、それゆえ、地域間或いは個人間で、貧富の差が広がりつつある。このような貧富の格差はかえって、いろいろな面で影響を与えている。刑事司法に対

する影響も無視できない。特に刑事和解制度の成立は必ずその影響力を直に受けることになる。

前でも述べたが、刑事和解が成立するためには、加害者の謝罪、損害賠償とそれを受け止めての被害者の宥恕が必要である。もちろん加害者による自分の犯した犯罪に対する反省や謝罪は、刑事和解にとって非常に重要なものではあるが、それよりもっと重要なのは被害者に対する損害賠償である。つまり多くの場合、加害者の被害者に対する経済的賠償の如何が往々にして刑事和解成立の決め手となってしまう。そこで生じる問題は、経済的に裕福な加害者は、多額の賠償金を支払うことで、刑事和解制度を利用し、刑事責任の免除や減軽を受けること等ができるが、経済的に貧困なものは、例え軽い犯罪でも賠償金を支払うことができなかったら、刑事和解制度を利用することができなくなる、ということである。

① 被害者の経済状況による格差

被害者が経済的に裕福な場合、却って加害者から多額の賠償金を請求し、それが満たされないと刑事和解に同意しない場合もあれば、少々賠償金をもらうことで和解に応じる場合もある。

② 加害者の賠償力

加害者に賠償力がないため、起訴されるケースもあれば、加害者が経済的に裕福であるため、損害額を遥かに超える金額を支払うことで、和解を成立させることもある。

いずれにしても、経済状況が刑事和解成立の決め手となるのは、一目瞭然であり、避けられないこともある。そこでよく批判されるのが、「お金と刑の取引」である。

刑事和解成立の大前提が被害者の同意を得ることである以上、損害賠償金と刑事和解の成否が結びつくことは仕方ないことであるが、法に求められる平等・公平・正義の理念に背くのであれば、問題にしないわけにはいかない。

公訴事件である以上、本来であれば被害者や加害者には事件の行方を決める権限はないはずである。刑事和解はあくまでも、刑

事事件処理の効率アップや加害者と被害者利益最大化等を目的とする制度である。言い換えれば、刑事和解制度は刑事解決の一つの方法であって、すべてではない。だから刑事和解の成否を完全に当事者である被害者と加害者に委ねるのではなく、いろいろな問題を視野に入れて、総合的に決しなければならぬ。

そこで、被害者が損害賠償額だけを刑事和解に応じる唯一の標準とすることを回避するために、修復的司法のように壊された社会関係の回復も視野に入れて、加害者に社会奉仕・公益活動を義務づけるべきである。

2 刑事和解制度の悪用

刑事事件の場合、本来であれば、一旦証拠不十分となれば、無罪推定の原則に沿って、刑事手続きを打ち切るべきである。しかし刑事和解制度の成立に伴い、事件解決率の向上が求められる現状では、証拠不十分事件の解決手段としてよく使われるようになった。例えば、捜査段階で、被疑者を有罪認定する決定的証拠はないが、状況証拠等で有罪と思われる場合、捜査機関自ら積極的に、両当事者に働きかけて、刑事和解で刑事事件を解決する。

警察や検察に求められる事件解決率や起訴率を考えると、やむを得ないことかもしれないが、もともとは刑事和解成立の合法性をチェックする立場にあるはずの警察や検察がこのようなことをするのは明らかに不当・不法⁽¹⁹⁾である。

かような問題を解決するには、警察や検察に対する内外からの監督や違法行為を行った場合の責任追及を強化する必要がある。

3 当事者の意思自治の任意性問題

刑事和解制度の立法趣旨を実現するにあたって、一番大事なことはいうまでもなく加害者と被害者の意思決定の任意性を確保することである。そのためには、両当事者の意思に反する如何なる和解の強要も固く禁じられなければならない。意思決定の任意性については、被害者と加害者の両面から考慮する必要がある。

まず、被害者に対する同意の強要であるが、ここで問題になりやすいのは、加害者が強い立場にあり、被害者が弱い立場の場合である。例えば加害者が社会的地位のある官僚であったり、犯罪組織の一員である場合、被害者にかげられる威迫等の圧力は容易に想像できるだろう。次は、捜査機関、檢察機関からの両当事者に対する和解の強要である。特に前にも述べたが、証拠が不十分の場合、事件解決率を向上させるために、当事者に和解を強要することもしばしばある。

4 刑事手続きと民事手続きの葛藤

刑事和解制度の確立によつて刑事事件を非刑事手続きで処理することができるようになった。このような当事者処分主義の下で構築された司法モデルは、民事訴訟の手続き理念を刑事訴訟に取り入れ、刑事訴訟と民事訴訟の伝統的境界線を打破したものである。⁽²⁰⁾ その結果、刑事法という犯罪と民事法という権利侵害の関係が曖昧になるばかりではなく、我が国刑法の基本原則である、罪刑法定原則、罪刑均衡原則などに疑問が生じてしまう。

民事と刑事の間で生じる葛藤をどうやって埋めていくかは、今後の重要な課題である。

五 おわりに

中国の刑事和解制度は中国の刑事司法の一つの特徴であるが、まだまださまざまな課題や問題も抱えている。これらを徐々に解決していく中で、現在の刑事和解制度のように単に被害者に対する損害賠償のみにその重点を置くのではなく、犯罪によつて侵害された諸社会関係の修復も視野に入れて、更なる法の充実に努めなければならない。

(1) 一九九六年改正前では、刑事手続きの中で被疑者と被告人は区別されず、訴訟段階に関係なく、「犯人」と呼ばれていた。

- (2) 第二二条 法律に基づく裁判所の裁判を経ないうちは、何人に対しても有罪を確定することはできない。
- (3) 少年事件の訴訟手続き、刑事和解手続き、被疑者・被告人が逃亡又は死亡した場合の不法収益の没収手続き、精神障碍者に対する強制医療手続きの四つがある。
- (4) 寛厳相济とは、具体的にいえば、国家政權、社会秩序および公民の人身財産安全を脅かすような重大な犯罪―中国でいうと主に、国家安全関連犯罪、組織的犯罪、重大な暴力犯罪および人々の安全を脅かす多発的犯罪等に対しては、法に沿って厳罰する。しかし、未成年犯罪、軽微犯罪、偶犯罪及び民事事件に起因する一般犯罪に対しては、法に沿って、軽く、法定刑より軽く処罰すべきである。つまり厳しくすべき時は厳しく、寛大にすべき時は寛大に処置するということである。もっとも重要なのは、現実では、重罪と軽罪の法適用の寛嚴のバランスをとることで、重罪について、過度に厳しい或いは軽罪に対して寛大しすぎることを避けるべきである。
- (5) 中国古代刑法制度における被害者保護制度で、西周時代に始まり、唐の時代に發展され、後世に伝わってきた制度である。
- (6) 和諧社会とは、一言でいえば、調和のとれた社会を意味する。具体的にいえば、一種の民主と法治、公平と正義、信用と友愛のある社会であり、活気あふれる安定して、秩序のある社会でもあり、人類と自然が仲良く共存する社会である。
- (7) 中国の刑事事件は公訴事件と私訴事件の二種類がある。私訴事件は被害者の告訴なしに処理できない事件(侮辱誹謗事件、暴力干渉婚姻自由事件、侵占事件、虐待事件)と証拠で証明できる軽微事件、人身・財産の権利が侵害され、刑事責任を問うべきであることを証拠で証明したにもかかわらず、警察や検察が刑事責任を追及しない事件等が含まれる。
- (8) 椎橋隆幸『刑事訴訟法の理論的展開』信山社二〇一〇年三四一頁
- (9) 本間美穂『修復的司法論における諸宗教解釈』東京大学宗教学年報二〇一三年(三一)一〇一頁
- (10) 自分の行為及び社会に与える危害に対する心理的態度をいう。
- (11) 黄兆鳴等『刑事和解の適用成効・困境及出路』西南政法大学学报二〇〇九年第一期一〇二頁
- (12) 加害者が初犯、偶犯で、自分の犯した犯罪行為についても心より反省しているが、単なる経済的に貧乏なために刑事和解制度を利用するチャンスを失うことのないように、刑事和解救助会が救助を与えるものである。
- (13) 民間トラブルに起因するのは次の理由からである。民間トラブルによる軽犯罪を普通の刑事手続きで処理した場合、被告人に犯罪者とのレッテルが貼られて、その後の進学、就職および社会関係の修復等に直接に影響を及ぼすことになる。そうなると裁判で勝っても、損害賠償が得られ難くなるばかりか、当事者同士の関係や社会関係の修復にも多大な影響をあたえる。
- (14) 中国の刑事事件は公訴事件と私訴事件の二種類がある。私訴事件は被害者の告訴なしに処理できない事件(侮辱誹謗事件、暴力干渉婚姻自由事件、侵占事件、虐待事件)、証拠で証明できる軽微事件、人身・財産の権利が侵害され、刑事責任を問うべきであることを証拠で証明したにもかかわらず、警察や検察が刑事責任を追及しない事件等が含まれる。

- (15) 国家机关の職員（公務員）が職権を濫用したり、職責を怠ったため、国家と国民の利益に重大な損害を与えた犯罪行為を指す。中国の洗職罪は一般公務員の洗職犯罪、司法機関職員の洗職犯罪、特殊機関職員（食品安全管理機関・環境保護監督機関等）の洗職犯罪に分類され、日本の刑法でいう職権濫用罪のほかにも国家机关密漏洩罪（故意と過失を含む）など合計二〇種類以上の犯罪が含まれる。但し、中国の洗職罪は取賄罪を含まない。
- (16) 中国では一八才未満のものを未成年者とする。
- (17) 脅迫されてやむをえず犯罪に加わった共犯者を指す。中国の刑法では共犯者を主犯、従犯、脅従犯、教唆犯の四種類に分けている。
- (18) 陳光中・葛琳「刑事和解初探」中国法学二〇〇六年第五期五頁
- (19) 最高検察院の《刑事訴訟法規則》（第五一〇条）と公安部（日本の警察庁に当たる）の《刑事事件手続きに関する公安機関の規定》（第三二四条）で、すでに刑事和解の大前提——事件の事実が明白で、証拠が確実、十分で有る——を定めてある。
- (20) 陳瑞華「刑事訴訟的私力合作模式——刑事和解在中国的興起」中国法学二〇〇六年第五期二七—二八頁

（瀋陽師範大学講師）